

## 循環型社会の実現に向けた国内外の動向

文京区では、平成 28 年 3 月に策定した「文京区一般廃棄物処理基本計画（モノ・プラン文京）」に基づき、「区民が安心して暮らせる循環型社会の実現」を基本理念として、様々な施策を実施してきました。しかし、前計画の改定から 4 年が経過し、この間、循環型社会の形成をめぐる社会情勢は大きく変化しています。

### 1 国際的な動向

#### (1) SDGs

2015（平成 27）年 9 月、国連サミットにおいて「持続可能な開発目標（SDGs）」が示されました。SDGs は、持続可能な世界を実現するための、2016 年から 2030 年までの国際目標として、17 のゴールと 169 のターゲットから構成されています。本計画に関連するターゲットは、次のとおりです。

#### SDGsのゴールとターゲット

7	エネルギーをみんなにそしてクリーンに	7.2	2030年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。
12	つくる責任つかう責任	12.3	2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。
		12.5	2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。
		12.8	2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。
13	気候変動に具体的な対策を	13.1	全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。
14	海の豊かさを守ろう	14.1	2025年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。
15	陸の豊かさを守ろう	15.2	2020年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる。

## （2）海洋プラスチックを巡る動向

近年、海洋プラスチック問題が注目されています。プラスチックは日常生活の様々な場面で大きな役割を果たしていますが、不適正に廃棄されたプラスチックが河川から海に流出し、生態系に大きな影響を及ぼしており、最終的には人間の健康や経済活動へも損失を及ぼすこととなります。各自治体においても、区民や事業者と連携してプラスチック問題に取り組んでいくことが喫緊の課題となっています。

2018（平成 30）年には、G7 シャルルボワ・サミットにおいて「海洋プラスチック憲章」が発表されました。この憲章には、カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、イギリス及びEUが署名し、2040 年までにすべてのプラスチックを 100%回収するなどの具体的な数値目標が示されています。

2019（令和元）年の G20 大阪サミットでは、海洋プラスチックごみによる新たな汚染を 2050 年までにゼロにすることを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が共有され、これを実現するため我が国では「マリン（MARINE）・イニシアティブ」を立ち上げることとしました。また、G20 エネルギー・環境関係閣僚会合では、各国が海洋プラスチックごみの削減に向けた行動計画の進捗状況を定期的に報告・共有する「G20 海洋プラスチックごみ対策実施枠組」が定められました。

2019（令和元）年 5 月には、バーゼル条約の附属書が改定され、2021 年以降は、汚れたプラスチックごみの輸出には相手国の同意が必要となります。

## （3）パリ協定

廃棄物処理は、自治体の事業の中で、温室効果ガスの排出量の多い事業のひとつであり、一般廃棄物処理基本計画を策定する際には、地球温暖化についても考慮する必要があります。

2016（平成 28）年 11 月には、京都議定書に代わる新たな枠組みとして、2020 年以降の温室効果ガス排出削減等のための「パリ協定」が発効しました。パリ協定は、全ての国が地球温暖化の原因となる温室効果ガスの削減に取り組むことを約束した協定で、世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保ち 1.5℃に抑える努力をすること、そのため、できるかぎり早くピークアウトし、21 世紀後半には、排出量と吸収量のバランスをとることが目標として設定されています。

パリ協定の枠組みを受けて、わが国では 2030 年度の温室効果ガスの排出

を、2013 年度の水準から 26%削減することが目標として定められました。

これを受けて、東京都では、二酸化炭素排出量実質ゼロに貢献する「ゼロエミッション東京」を 2050 年までに実現するため、「ゼロエミッション東京戦略」を策定する予定です。

## 2 国内の動向

### (1) 第四次循環型社会形成推進基本計画

平成 30 年 6 月には、「第四次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定されました。この中で、国の取組として、家庭系食品ロスの半減に向けた国民運動、マイクロプラスチックを含む海洋ごみ対策などが記載され、国際的な動向を色濃く反映したものになっています。また、シェアリング等の 2R ビジネスの促進・評価、高齢化社会に対応した廃棄物処理体制、廃棄物エネルギーの徹底活用、災害廃棄物処理事業の円滑化・効率化の推進など、区の施策に直結する取り組みが記載されています。

### (2) 水銀による環境の汚染の防止に関する法律

平成 25 年 10 月、先進国と途上国が協力して、水銀の供給、使用、排出、廃棄等の各段階で総合的な対策に世界的に取り組むことにより、排出を削減し、地球規模の水銀汚染の防止を目指す「水銀に関する水俣条約」が採択されました。

平成 28 年 12 月、水俣条約を実現するための国内法として、「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」が施行されました。この法律では、区市町村の責務として、廃棄された水銀使用製品を適正に回収するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないとしています。

一方で、東京二十三区清掃一部事務組合の清掃工場では、水銀混入ごみにより焼却炉の停止が相次いで発生するなど、廃棄物の適正処理に大きな支障が生じています。文京区では、平成 31 年 4 月から、水銀含有物（蛍光管、電池、水銀計器類）については、不燃ごみの日に他のごみと分けて排出することになりました。

### (3) 食品ロスの削減の推進に関する法律

SDGs において食品ロスの削減に関する具体的な目標が掲げられる中で、令和元年 5 月「食品ロスの削減の推進に関する法律」が公布されました。この法律では、国の基本方針と都道府県食品ロス削減推進計画を踏まえて、区市町

村は食品ロス削減推進計画を策定することが、努力義務として定められています。

#### (4) プラスチック資源循環戦略

令和元年 5 月、第四次循環型社会形成推進基本計画を踏まえて、プラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略「プラスチック資源循環戦略」が策定されました。この戦略では、基本原則として「3R+Renewable（再生可能資源への代替）」を掲げ、重点戦略として、リデュース等、リサイクル、再生材バイオプラ、海洋プラスチック対策などについて記載しています。また、マイルストーン（目標）として、①2030 年までにワンウェイプラスチックを累積 25%排出抑制、②2025 年までにリユース・リサイクル可能なデザインに、③2030 年までに容器包装の 6 割をリユース・リサイクル、④2035 年までに使用済プラスチックを 100%リユース・リサイクル等により有効利用などを掲げています。

### 3 東京都の動向

#### (1) 東京都資源循環・廃棄物処理計画

平成 28 年 3 月、「東京都資源循環・廃棄物処理計画」が策定されました。東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会とその後を見据え、企業、関係団体、自治体等との連携を強化し、東京の活力を力強く維持・発展させていくため、東京都「持続可能な資源利用」に向けた取組方針（平成 27 年 3 月策定）を具体化するものです。

#### (2) プラスチックの持続可能な利用に向けた施策のあり方について(中間答申)

東京都廃棄物審議会は、平成 30 年 8 月に、プラスチックの持続可能な利用に向け、世界の主要都市の一員として東京都が進めるべき施策について諮問を受け、平成 31 年 4 月に中間答申を取りまとめています。また、本答申については、令和元年 11 月に最終答申がされる予定となっており、答申を受けて東京都は、具体的な施策を立案することになっています。

最終答申（素案）に記載されている、プラスチックの持続可能な利用に向けての課題、21 世紀半ばに目指すべき資源利用の姿、都が取り組むべきプラスチック対策は次の通りです。

課題	21 世紀半ばに目指すべき資源利用の姿	当面、都が取り組むべきプラスチック対策
<ul style="list-style-type: none"> <li>CO<sub>2</sub>実質ゼロのプラスチック利用への転換</li> <li>海洋へのプラスチックごみの流出防止</li> <li>国内外での廃プラスチックの不適正処理防止及び適正なリサイクルの推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ゼロ・ウェイディング           <ul style="list-style-type: none"> <li>- 新規資源投入量の最小化</li> <li>- リユース及び水平リサイクルの徹底 - 環境中への排出はゼロ</li> </ul> </li> <li>長期的にエネルギーや各種資源の利用のあり方を大きく変革していく必要があり、プラスチックについても化石燃料への依存度を低減し、省エネルギー・省資源に資する「持続可能な、価値ある素材」としていく。</li> <li>バイオマスは再生速度の範囲内かつ持続可能性に配慮</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>ワンウェイプラスチックの削減</li> <li>再生プラスチック及びバイオマスの持続可能な利用促進</li> <li>循環的利用の推進・高度化           <ol style="list-style-type: none"> <li>①容器包装リサイクル法等によるリサイクルの徹底</li> <li>②事業者による効率的な回収の仕組みの構築支援</li> <li>③事業系廃プラスチックのリサイクルの推進</li> </ol> </li> <li>廃プラスチックの適正な処理・有効利用を確保するための緊急的対応</li> <li>散乱防止・清掃活動を通じた海ごみ発生抑制</li> <li>国際的な連携</li> <li>東京2020大会を機とした取組</li> </ol>